

自動車製作者に対する処分の一覧表

No	自動車製作者の概要			(A) 不利益処分の内容		(B) 根拠となる法令	(C) 不利益処分の原因となる事実		
	会社名 (申請者)	代表者	本社住所	概要	指定取消の対象となる型式(注)				
①	日野自動車株式会社	小木曾 聡	東京都日野市日野台 3-1-1	中型エンジン A05C の一酸化炭素等発散防止装置の装置型式の指定の取消し	A05C-TFA A05C-TFB	道路運送車両法第75条の3第6項	排出ガス性能に係る長距離耐久試験の途中で部品(触媒)を交換し、排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの評価を得て、不正に型式指定を取得した。		
				中型エンジン A05C を搭載した共通構造部型式の指定及び燃費評価の取消し	通称名:日野レンジャー FC-DH0			道路運送車両法第75条の2第5項 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第4条の4第1項	不正に型式指定を取得した一酸化炭素等発散防止装置を搭載し、不正に型式を取得した。
				大型エンジン A09C を搭載した共通構造部型式の指定及び燃費評価の取消し	通称名:日野セラガ、日野プロフィア FR-DH0 FW-DH0 FN-DH0 FH-DH0 PR-DH0 SH-DH0 FR-HH0 FW-HH0 RU-DH0			道路運送車両法第75条の2第5項 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第4条の4第1項	燃費測定試験において、不適切な方法(燃料流量計の不正操作)でデータ取得を行っており、燃費性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの評価を得て、不正に型式指定を取得した。

				大型エンジン E13C を搭載し た共通構造部 型式の指定及 び燃費評価の 取消し	通称名：日野セレ ガ、日野プロフィア FR-DH0 FW-DH0 SH-DH0 SS-DH0 RU-DH0	道路運送車両法第75条 の2第5項 自動車の燃費性能の評価 及び公表に関する実施要 領第4条の4第1項	燃費測定試験において、不適切な方法（燃料 流量計の不正操作）でデータ取得を行って おり、燃費性能が基準を満たしているとい う技術的根拠が無いにも関わらず、満たし ているとの評価を得て、不正に型式指定を 取得した。
②	トヨタ自動 車株式会社	豊田 章男	愛知県豊田市ト ヨタ町1番地	小型エンジン N04C を搭載し た自動車型式 の指定及び燃 費評価の取消 し	通称名：トヨタコー スター、日野リエッ セII、トヨタコー スタービッグバン、 日野リエッセIIビ ッグバン 2KG-XZB60 2KG-XZB70 2KG-XZB80 2PG-XZB60 2PG-XZB70 2PG-XZB60V 2PG-XZB70V 2KG-XZB60M 2KG-XZB70M 2KG-XZB80M 2PG-XZB60M 2PG-XZB70M 2PG-XZB60Y 2PG-XZB70Y	道路運送車両法第75条 第8項 自動車の燃費性能の評価 及び公表に関する実施要 領第4条の4第1項	エンジンの提供元である日野自動車株式会 社が不適切な方法（アイドリング時の燃料 消費量について、測定機器の不正操作によ り燃料流量が少なくなる状態で燃料消費量 を測定、又は、複数回の測定結果から最も良 い値を採用）で行った、燃費性能が基準を満 たしているという技術的根拠が無いにも関 わらず、満たしているとの燃費測定試験の 結果を用いて、不正に型式指定を取得した。

③	いすゞ自動車株式会社	片山 正則	東京都品川区南大井 6-26-1 大森ベルポート A 館	大型エンジン A09C を搭載した共通構造部型式の指定及び燃費評価の取消し	通称名: いすゞガーラ RU-DS0	道路運送車両法第75条の2第5項 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第4条の4第1項	エンジンの提供元である日野自動車株式会社が不適切な方法(燃料流量計の不正操作)で行った、燃費性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの燃費測定試験の結果を用い、不正に型式指定を取得した。
				大型エンジン E13C を搭載した共通構造部型式の指定及び燃費評価の取消し	通称名: いすゞガーラ RU-DS0	道路運送車両法第75条の2第5項 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第4条の4第1項	エンジンの提供元である日野自動車株式会社が不適切な方法(燃料流量計の不正操作)で行った、燃費性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの燃費測定試験の結果を用い、不正に型式指定を取得した。

(注) 型式の指定の取消しに関しては、取消しの日までに製作された自動車、共通構造部及び装置については、取消しの効力は及ばないものとする。